

ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分について

1. ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成21年6月26日付）

集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況

当社は、平成20年5月に第二種金融商品取引業の登録を受け、匿名組合契約に係る出資の募集を主要業務としているものであり、当該募集による出資金を充てて行われる事業（以下「出資対象事業」という。）は、高濃度酸素発生器のリース事業（当該事業における事業管理会社を、以下「A社」という。）を含む2事業である。

当社は、当該酸素発生器リース事業に係る集団投資スキーム（以下「O2ファンド」という。）の持分につき、平成20年5月以降、7種類募集しているが、当該募集において、下記(2)及び(3)のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

- (1) 本件O2ファンドの運営状況等

匿名組合財産や出資対象事業の運用実績の裏付けのない配当

本件O2ファンドに係る出資対象事業につき、平成20年11月分以降、A社から当該事業に係る稼働・運用報告がなされず、また、同年12月分以降については、酸素発生器の稼働率が相当悪化して出資対象事業の収益がほとんどないため、当社においてA社からの収益金の入金が遅延し又は入金がないなどといった状況にあった。

このような状況の中で当社は、本匿名組合財産の状況や出資対象事業の運用実績を把握・確認することなく、現にその運用実績の裏付けがないにもかかわらず、稼働率70%を前提とした年利回り10%前後の配当をしている。

出資者に説明されていない多額の出資者負担費用（販促費用）の徴取

当社は、当社が出資金から徴取する手数料その他の出資者が負担する費用等（以下「出資者負担費用」という。）につき、販売勧誘資料や契約締結前交付書面において「申込手数料」として出資金の5%相当額（一口50万円につき2万5000円）等を記載しているにとどまる。

しかしながら、当社は、出資金一口50万円から、上記「申込手数料」のほか販促費用20万円（一口50万円の40%相当額）をA社から入金を受けてこれを

徴取し、出資者に負担させていた。

(2) 出資者に誤解を生じさせる広告及び表示等

上記(1)の事実関係は、いずれも出資者が本件O2ファンドに出資をするかどうかの投資判断に重大な影響を与えるものと認められ、当社は、遅くとも平成21年3月頃以降、当該各事実関係を認識し又はこれらを調査・確認すべきであったと認められる。

しかしながら、当社は、

出資金一口(50万円)のうち20万円を販促費用として徴取しているが、その募集に際して販売勧誘資料等において、当社が出資金から徴取する出資者負担費用として「申込手数料」(2万5000円)等を記載するとともに、当該販促費用につきこれを表示し、出資者に説明すべきものと認められるにもかかわらず、これを徴取する旨の表示・説明がなされていない。

当社が行った配当につき、出資対象事業の運用実績の裏付けが全くないものであるにもかかわらず、当社のホームページには年利回り「10.8%」などと表示されており、「70%程度の稼働率があり、そのような運用実績の裏付けがある」という著しい誤解を生じさせる表示となっている。

平成21年3月以降に募集が開始された本件O2ファンドに係る出資の募集に際し、その当時において出資対象事業の運用実績が確認できず、また、実際の稼働率が相当悪化し、対象期間の収益金がA社から入金されていない状況であったにもかかわらず、販売勧誘資料である「募集要項」には、そのような現状からは実現可能性がほとんどないというべき稼働率(50~90%)に着目した想定利回り表が掲載されているほか、稼働率の維持に努めるなどといった記載もあり、匿名組合契約書の運用方針には、想定稼働率を60%以上と設定する旨記載されている。このような表示は全体として、「酸素発生器の稼働率として50~90%も実現可能であり、また、当社が実際の稼働率を把握・確認した上で配当を行っている」と受け取れる誤解を生じさせる表示であると認められる。

(3) 無登録業者への名義貸しによる募集

株式会社Bの社員は、平成20年12月頃以降、本匿名組合契約に係る出資の募集につき、同社の業務として、営業代行と称して当社の名義を用いて当該募集を行っており、当社は、金融商品取引業の登録を受けていない同社及びその社員に対して当社の名義を貸し、当該募集行為を行わせている。

当社が行った上記各行為のうち、上記(2)については、事実と反する表示であると認められ、他方、同 については、出資者の投資判断を左右する重要な事項につき誤解を生じさせる表示であると認められ、いずれも金融商品取引法第38条第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に該当する。また、同 については、広告等において利益の見込みにつき著しく人を誤認させるような表示であると認められ、金融商品取引法第37条第2項に違反する。

同(3)の行為は、自己の名義をもって他人に金融商品取引業を行わせたものと認められ、金融商品取引法第 36 条の 3 に違反する。

2 . 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 21 年 6 月 26 日から平成 21 年 12 月 25 日まで停止すること。

(2) 業務改善命令

顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。

顧客に対し、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。

顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。

顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。

会社財産の不当な費消を行わないこと。

上記について、その対応・実施状況を平成 21 年 7 月 3 日（金）までに（ ）については速やかに）及び随時に、書面で報告すること。

(参考)

ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社の概要

- 1 . 商 号：ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社
- 2 . 代 表 者：代表取締役 中野茂
- 3 . 所 在 地：東京都中央区銀座一丁目 14 番 4 号
- 4 . 登録番号：関東財務局長（金商）第 1843 号
- 5 . 登 録 日：平成 20 年 5 月 14 日

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第 2 課

0 4 8 - 6 0 0 - 1 2 9 3

マーヴェラス キャピタル インベストメント株式会社に対する行政処分について

1. マーヴェラス キャピタル インベストメント株式会社（以下「当社」という。）に対して金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項に基づき、報告を求めたところ、以下の事実が認められた。

- (1) 純財産額が 5 千万円に満たない状況
平成 21 年 6 月 30 日現在、当社の負債残高は資産残高を超過しており、純財産額が最低基準額（5 千万円）に満たない状況となっている。
- (2) 分別管理義務違反
当社は、業務開始以降、匿名組合の財産の運用に関して、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理せず、運用財産の大部分を自己の運転資金等に流用していた。
- (3) 名義貸し
当社は、業務開始以降、自己の名義をもって、金融商品取引業の登録を行っていない者に当社が運用する匿名組合の出資持分の募集の取扱いを行わせていた。

当社の上記(1)の状況は、法第 52 条第 1 項第 3 号に該当し、当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、法第 42 条の 4 及び第 36 条の 3 にそれぞれ違反すると認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

【業務停止命令】

平成 21 年 8 月 6 日(木)から平成 22 年 2 月 5 日(金)までの間（6 ヶ月間）金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理は除く。）の停止。

【業務改善命令】

1. 運用財産の流用の経緯及び財産の管理状況を正確に把握の上、出資者への運用財産の返還に関する方針及び返還する場合の方策を策定すること。
2. 出資者に対し、運用財産の状況等の説明に努め、出資者の意向を踏まえて必要な手続きを行うこと。
3. 出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。
4. 出資者への説明及び運用財産の返還のために必要な人的体制を整えること。
5. 純財産額の改善を図るとともに、会社財産の不当な費消を行わないこと。
6. 匿名組合出資持分の募集の取扱いを委託している者との契約を直ちに解除すること。
7. 上記について、その対応・実施状況を平成 21 年 8 月 13 日（木）までに（1. については速やかに）及び随時に、書面で当局に報告すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督第 2 課
048 - 600 - 1296

New Asia Asset Management 株式会社に対する行政処分について

1. New Asia Asset Management 株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為等が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成21年9月11日付)

集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況

当社は、平成20年12月4日に第二種金融商品取引業の変更登録を受け、ファンド営業者が取得した車両や重機等をモンゴル国内で資源開発を行う会社にリースする等により出資金を運用するとして「モンゴルファンド」(以下「ファンド」という。)の私募の取扱いを行っているところであるが、当該業務において、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められた。

(1) 無登録業者に対する私募の取扱業務の業務委託

当社は、東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながらファンドの私募の取扱業務を委託し、同社の営業担当者に当社名において私募の取扱業務を行わせている。

(2) ファンド出資金の流用等

収益金を受け取る銀行口座からの資金の流用

当社代表取締役社長は、平成21年7月28日、当社経理課長に命じ、ファンドの収益金口座に入金されていた約3,000万円を出金させ、同日、これをグループ会社からの借入金の返済に充当し、もって資金の流用を行った。

配当金の支払いが出資金を原資としていることを知りながら行った私募の取扱い

当社は、平成21年1月13日に総額339,130円、同年3月10日に総額985,903円、同年5月11日に総額1,768,484円、同年7月10日に総額3,970,862円をそれぞれファンドの配当金として出資者に支払っている(別途、管理手数料を控除)が、これらの時点において、リース料等の入金は一切なく、これらの配当金は、投資者の出資金を原資とし、出資金の運用による収益を原資としていなかった。

当社は、ファンドの配当金の支払いが、投資者の出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行った。

(3) 誤解を生じさせる広告及び表示等

誇大広告の表示

当社は、当社ホームページ上で、上記4回の配当金の支払いについて、「配当実績」と表示した上で「各出資額に応じた予定配当率で償還させていただきました。」と表示し、配当金の原資が投資者の出資金であるにもかかわらず、あたかも運用が順調に行われた結果、収益が発生し、予定どおりに配当されたかのような表示を行っており、著しく投資者を誤認させるような表示となっている。

説明資料等における虚偽の表示

当社がファンドの投資者への説明資料に使用しているパンフレットには「ファンドの収益源となっているリース料は年間包括契約のため、採掘量などには左右されません。契約した時点でリース料は決まっているので配当の予測も可能です。実際、今年の1月と3月には予定通りの配当を行いました。」と表示されており、投資者へ「配当金」と称して支払った金銭は、あたかもファンドに重機等のリース料として収益が発生し、当該収益が支払われたかのような虚偽の表示となっており、投資者の判断を誤らせるような表示となっている。

さらに、当社は、上記4回の配当金の支払いに際し、当該計算期間中にリース事業によるリース料収入の入金が全くないにもかかわらず、あたかもリース料収入に基づく配当を行っているかのように装うため、当該計算期間におけるリース料収入及びそこから控除する費用の計算を記載した「匿名組合損益計算書」に、シミュレーションによって算出した虚偽の「リース料収入」の金額を記入し、各投資者に送付した。

(4) 変更登録前の私募の取扱い

当社は、当社が金融商品取引業の業務の種別について、変更登録を受ける前の平成20年7月頃、2名の投資者に対してファンドに係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として合計約400万円を受け入れた。

(5) 事実と異なる変更登録申請書の記載

第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、関東財務局長に提出した変更登録申請書によると、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務を担当する部署として管理部長を置く旨の記載があるが、変更登録申請の前後を通じて、管理部長として変更登録申請に記載された人物が当社に勤務していた実態はなく、また、当初から同人を当社社員として勤務させる予定もなかった。

上記(1)の行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものと認められ、金融商品取引法（以下「法」という。）第36条の3に違反する。

同(2)の行為は、ファンド運用収益として入金された金銭の流用行為であり、また、の行為は、配当金の支払いが出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行ったものであり、何れも情状として極めて悪質なものであると認められることから、これらの行為は、「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」として、法第52条第1項第9号に該当する。

同(3)の行為は、ホームページ上において「利益の見込み」につき「著しく人を誤認させるような表示」であると認められ、法第37条第2項に違反する。

また、同(3)の説明資料等で投資者に対して虚偽の表示をする行為は、法第38条第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に該当する。

同(4)の行為は、業務の種別において変更登録を受ける前に第二種金融商品取引業を行うものであり、法第31条第4項に違反する。

同(5)の行為は、登録申請書に記載を求められている使用人の虚偽記載をもって変更登録を受けており、法第52条第1項第5号に該当する。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

(1) 登録取消し

関東財務局長（金商）第988号の登録を取り消す。

(2) 業務改善命令

顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを匿名組合の営業者とともに確実に実施すること。

について、顧客に対し、十分に説明すること。

顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。

顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。

上記について、その対応・実施状況を平成21年9月18日（金）までに（については速やかに）書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第2課

048-600-1293

株式会社コンコードに対する行政処分について

1. 株式会社コンコード（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為等が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 21 年 10 月 29 日付）

集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況

当社は、未公開株式ファンドに係る取得勧誘及び運用を主たる業務としており、平成 21 年 3 月 31 日、金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）の登録を受けている。

当社は、A社を投資先とするE P P投資事業有限責任組合（以下「E P Pファンド」という。） B社を投資先とするB S投資事業有限責任組合（以下「B Sファンド」という。）及びB S 2号投資事業有限責任組合（以下「B S 2号ファンド」という。）を設立し、それぞれ当該組合持分の取得勧誘をし、受け入れた出資金を投資先企業発行の株式及び新株予約権を投資対象とする運用を行っている。

当社は、B S 2号ファンドにつき取得勧誘する（募集期間：平成 20 年 11 月～同 21 年 5 月）ことにより、230 名の出資者から総額 2 億 44 百万円の出資金を受け入れているが（募集期間経過後も合わせると、実顧客数 519 名から総額 6 億 48 百万円を受け入れている。）今回検査において当該ファンドに係る取得勧誘及び運用業務等につき検証したところ、下記(1)ないし(4)のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

(1) 多額の出資者負担費用が出資者に説明されていない状況

当社は、関係会社等 3 社とともに B S 2号ファンドに係る取得勧誘を行っているが、その勧誘に応じた出資者から受け入れた出資金 1 口 21 万円のうち 12 万円を上記関係会社等に手数料（以下「本件販売手数料」という。）として支払っている。

本件販売手数料は、当該ファンドに係る取得勧誘時に出資者に対して説明すべき出資者負担費用と認められるが、当社が当該ファンドに係る取得勧誘及び契約締結に際して出資者に交付している「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」、「投資事業有限責任組合契約書」、その他販売勧誘資料のいずれにおいても、当社が出資金から徴取する管理報酬（総出資額の 3 % に相当する額）等が記載されているにとどまり、本件販売手数料については出資者負担費用として一切表示されていない。

(2) B S 2号ファンドに係る出資金の流用

検査基準日（平成 21 年 10 月 13 日）現在において、B社は当社又はB S 2号ファンドに対する新株予約権発行の手続きを行っておらず、また、当社又はB社とB S 2号ファンドとの間の当該新株予約権等に係る売買契約も全く行われておらず、B S 2号ファンドは投資先企業の株式及び新株予約権を全く取得していない。

そのような中で当社は、出資者から受け入れたB S 2号ファンドに係る出資金を当該ファンドの運用財産として自己の固有財産と区別することなく、当社口座に振り替

え、当該出資金 1 口 21 万円のうち 12 万円を上記(1)の本件販売手数料として関係会社等に支払っていたほか、その余の 9 万円についても当社の役員報酬や運転資金に費消・流用していた。

(3) B S 2 号ファンドに係る虚偽の有価証券報告書の提出

当社は、B S 2 号ファンドに係る特定有価証券の発行者として、平成 21 年 6 月 29 日、E D I N E T により関東財務局長へ当該ファンドの第 1 期（自平成 20 年 9 月 15 日、至同 21 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書を提出している。

しかしながら、上記(2)のとおり、B S 2 号ファンドは未上場株式等（B 社の株式及び新株予約権）を取得した実態がないにもかかわらず、当該有価証券報告書には、「第 3 組合等の経理状況」の「1 財務諸表（1）貸借対照表」に「資産の部 流動資産 投資有価証券 229,740 千円」等といった記載があり、虚偽の記載があるものと認められる。

(4) 虚偽のことを告げる行為

当社は、関係会社等とともに B S 2 号ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後においても、当該ファンドにつき今後予想される解約に伴い当社が当該組合持分を取得するであろうことを前提として、未だ保有するに至っていない当該組合持分を当社が出資者に譲渡するという形で、当該ファンドに係る取得勧誘を継続していた。

当社は、上記譲渡契約時に当該組合持分を保有していないにもかかわらず、これを取得・保有しているように装って出資者との間で譲渡契約を締結し、平成 21 年 6 月 1 日以降 363 名の出資者から総額 4 億 4 百万円を受け入れ、当該譲渡代金を関係会社等への販売手数料の支払いや当社の役員報酬及び運転資金に費消している。

なお、E P P ファンド及び B S ファンドにおいても、当社は、当該各ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後にその上限とされている発行価額総額を超えてその持分の取得勧誘を行うなどしており、営業管理態勢上の問題が認められた。

当社が行った上記各行為のうち、上記(1)の行為は、出資者負担費用額につき事実と反する表示となっているものと認められ、金融商品取引法（以下「法」という。）第 38 条第 6 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号（虚偽表示）に該当するものと認められる。

同(2)の行為は、組合員からの出資金をファンドの運用財産として分別管理することなく、当社の役員報酬や運転資金に流用しており、法第 42 条の 4（投資運用業者の分別管理義務）に違反するものと認められる。

同(3)の行為は、虚偽の記載をした有価証券報告書を関東財務局長へ提出しており、法第 24 条第 5 項により準用される同条第 1 項（有価証券報告書の提出義務）に違反するものと認められる。

同(4)の行為は、B S 2 号ファンドに係る持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って、当該持分を譲り渡すとしてその取得勧誘及び譲渡契約を締結しており、法第 38 条第 1 号（虚偽告知）に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

(1) 登録取消し

関東財務局長（金商）第 2163 号の登録を取り消す。

(2) 業務改善命令

顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること。

について、顧客に対し、十分に説明すること。

顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。

顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること。

上記について、その対応・実施状況を平成21年11月5日(木)までに()については速やかに) 書面で当局に報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第2課

048-600-1296

平成 21 年 11 月 18 日
金融庁

株式会社コンコードについて

株式会社コンコード(以下「コンコード社」といいます。)に対する関東財務局の検査の結果、法令違反が認められたとして、平成21年10月29日、証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告が行われたことを受けて、同日、関東財務局がコンコード社に対し、金融商品取引業の登録取消等の行政処分を行いました。

これに対し、コンコード社は、処分理由として掲げる法令違反行為をした事実はないとして、同月30日付で国を相手方として行政処分の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提訴したところです。

当事者	原告 コンコード社
	被告 国
事件番号	東京地方裁判所 平成21年(行ウ)第556号
事件名	登録取消処分取消等請求事件

金融庁・関東財務局としては、訴状等の内容を検討し、適切に対応する所存です。

また、金融庁・関東財務局には、コンコード社が本年11月24日に組合員集会を開催し、ファンドの解散を決議するとしており、これが決議された場合には、組合員(各ファンドの出資者)に対し各ファンドで保有している未公開株式の分配(名義書換)を行うとしているとの情報が寄せられています。

一般的に、未公開株式については、上場されなければ売買を成立させることは極めて困難であり換金する方法はほとんどないといったリスクがあるとされています。

なお、金融庁・関東財務局としては、コンコード社に対し、本年10月29日付の行政処分において、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況等について、顧客に対し、十分に説明すること等の業務改善命令を既に発出しているところです。

以 上

(関東財務局のウェブサイトにも同様の内容が掲載されています。)

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局証券課
(内線 3638、2664)

平成 21 年 12 月 14 日
 金融庁

株式会社コンコードについて

金融庁・関東財務局は、「株式会社コンコード（以下「コンコード社」といいます。）が、本年 11 月 24 日に組合員集会を開催し、ファンドの解散を決議する」との情報が寄せられたことについて、本年 11 月 18 日、「株式会社コンコードについて」で公表しているところです。

その後、コンコード社からは、「本年 11 月 24 日の組合員集会は、いずれのファンドの集会所も流会となったことから、あらためて、以下の日程で組合員集会を開催する」旨の連絡を受けています。

- ・ B S 2 号投資事業有限責任組合（B S 2 号ファンド） 12 月 22 日（火）
- ・ B S 投資事業有限責任組合（B S ファンド） 12 月 24 日（木）
- ・ E P P 投資事業有限責任組合（E P P ファンド） 12 月 25 日（金）

コンコード社は、これらの組合員集会において、本年 11 月 24 日の組合員集会と同様、各ファンドの解散を議案とするとしており、これが決議された場合には、組合員（各ファンドの出資者）に対し、各ファンドで保有している未公開株式の分配（名義書換）を行うとしています。

一般的に、未公開株式については、上場されなければ売買を成立させることは極めて困難であり換金する方法はほとんどないといったリスクがあるとされています。

金融庁・関東財務局としては、コンコード社に対し、本年 10 月 29 日付の行政処分において、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況等について、顧客に対し、十分に説明すること等の業務改善命令を既に発出しているところです。

以 上

（参考）各ファンドの概要（本年 6 月 29 日提出の有価証券報告書による。）

	出資持分総額	投資先企業の資本金
E P P ファンド	11 億 6,000 万円	6,975 万 円
B S ファンド	20 億 円	5,966 万 5,000 円
B S 2 号ファンド	2 億 2,974 万円	

- 1 E P P ファンドの投資先企業の資本金は、平成 20 年 12 月 31 日現在。
- 2 B S ファンドと B S 2 号ファンドの投資先企業は同一であり、当該企業の資本金は、本年 3 月 31 日現在。
- 3 関東財務局の検査では、B S 2 号ファンドにおいて、投資先企業の株式を取得しておらず、有価証券報告書に虚偽の記載があると認定している。

（関東財務局のウェブサイトにも同様の内容が掲載されています。）

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
 監督局証券課
 (内線 3638、2664)

株式会社ウィズダムキャピタルに対する行政処分について

1. 株式会社ウィズダムキャピタル（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為等が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 21 年 11 月 12 日付）

自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

当社が業務執行組合員として行った「A 社投資事業組合」（以下「当該ファンド」という。）の投資運用において、以下の事実が認められた。

当社は、平成 21 年 5 月、A 社の既存株主及び A 社から A 社株式を取得させ、A 社の株式公開を支援する当該ファンドを設立した。これに先立ち、当社代表取締役社長は、既存株主との間で、A 社株式の当該ファンドでの取得単価を決定した上で、決定した取得単価を嵩上げし、単価嵩上げに伴い当該ファンドから既存株主へ余分に支払われる譲渡代金を当社へ還流させる旨の約束（以下「本件約束」という。）を行った。

当社は、平成 21 年 5 月から同年 10 月にかけて、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行い、顧客より出資を受け入れるとともに、当該ファンドに、既存株主及び A 社から A 社株式を取得させている。この際、当社は、本件約束に基づき、当該ファンドに嵩上げた単価で既存株主から A 社株式を取得させており、その後、既存株主から、支払われた譲渡代金の一部が当社へ還流されていた。

当社が行った上記の行為は、自己の利益を図るため、ファンド出資者の利益を害する運用を行っていたものであり、金融商品取引法第 42 条の 2 第 7 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 2 号に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務（取引の結了その他顧客保護のため必要なものとして当局が個別に認めたものを除く。）を平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 3 月 3 日まで停止すること。

(2) 業務改善命令

全てのファンドについて、顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況等（組入資産である未公開株式の取得の経緯、取得価格及び算定根拠、現時点における評価額及びその算定根拠、出資金の使途、当社（関係会社等を含む。）への資金還流の有無を含む。）を早急に把握すること。

A 社投資事業組合について、当社（当社役員の親族が経営する会社を含む。）に還流した資金を回復するための方策を策定すること。当該方策を顧客に十分に説明

の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること。また、他のファンドの顧客も含め、今回の行政処分の内容について、十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること。

本件法令違反行為に係る経営陣の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢（法令等遵守態勢及び組入資産の正確な評価を行うための社内態勢を含む。）の構築を図ること。

内部監査機能を強化し、監査機能の実効性を確保すること。

上記については、書面により、その対応・実施状況を平成21年12月10日（木）までに当局に報告するとともに、以後、実施状況等について随時に報告すること。

連絡・問い合わせ先 関東財務局 理財部証券監督第2課 048 - 600 - 1296

株式会社RSTに対する行政処分について

1. 株式会社RST（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為等が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成22年1月20日付）

（1） 出資金の使途が不明な状況

当社は、平成19年3月から同20年7月頃までの間、匿名組合（以下「サルベージファンド」という。）契約に基づく権利の私募を行っていた。サルベージファンドは、当社を営業者とし、「沈没船からの歴史的文化的財引揚げ事業全般への投資を行うことを目的」とした匿名組合契約で、約8億円の出資金が集められた。

サルベージファンドの匿名組合契約書では、出資金を、契約書で定義された事業（以下「本件事業」という。）の各事業主体に対して出資・提供することに充てる旨や、出資金の一部を営業者の本件事業に係る営業諸経費に充てることのできる旨が規定されていた。

今回検査において、当社が支出したサルベージファンドの出資金の使途等について検証を行ったところ、当社は、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けた平成20年5月16日から前代表取締役社長（以下「前社長」という。）が退任した同20年8月末日（第13期事業年度末）までの間、前社長に対して、仮払経費の名目で約930万円を支払っているが、そのうち約770万円分について、当社では領収証の保管が行われておらず、出資金の使途が不明な状況にある。

また、当社は、前社長に対して、平成19年9月から同20年8月までの間、上記930万円を含めて約1億5千万円を仮払経費として支払っているところ、当該仮払経費は、当社が前社長から「エクアドル事業権利」と称する権利を1億5千万円で取得したとして、一旦、同20年8月31日付で1億5千万円の未払金を計上し、当該未払金と仮払経費を同日付で相殺した経理処理となっている。しかしながら、当社が前社長から取得したとしている「エクアドル事業権利」と称する権利を表す書面及び当社が前社長から権利を取得したことを示す売買契約書等の書面は存在せず、また、取得金額算出の根拠も不明な状況にある。

他方、サルベージファンドについて当社は、平成20年8月19日付で投資者に対して、現地国の大幅な法律改正を理由に「事業運営が困難となり契約を終了する。」旨の通知を行っている。しかし、当社がサルベージファンドの事業遂行のために事業委託先に送金したとする金額は、サルベージファンドにより集めた出資金の一部

であり、その他の出資金については、国内において、費消又は不明金となっている。

なお、今回検査基準日までのところ、サルベージファンドについて清算手続が行われていない状況にある。

上記のとおり、当社では、出資金の使途が不明になっていたり、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行っていたりするなど、投資者から集めた出資金の使途について、管理が不十分であることが認められる。

当社における上記の出資金の使途に係る管理の状況は、金融商品取引業の登録を受けて行う集団投資スキームに対する信頼を損なうものであると認められるため、金融商品取引法第51条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

(2) 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為

当社は、6種の匿名組合契約（以下「ファンド」という。）に基づく権利の私募を行っているため、各ファンドにおける出資金の使途等について検証したところ、当社の定款及び匿名組合契約書等において、出資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、以下のとおり各ファンドの出資金等の分別管理が確保されていない状況であるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

当社は、投資者に対し、出資申込書又は重要事項説明書と称する契約締結前交付書面において「払込口座」又は「営業者口座」の名称で、6種のファンド毎に異なる出資金の受入口座（以下「出資金受入口座」という。）を指定しており、それぞれのファンドの出資者から振り込まれた出資金は、一旦、それぞれのファンドの各出資金受入口座に入金されている。

しかしながら、それぞれのファンドの出資者から、それぞれのファンドへの出資金が入金された後、当社は、これらの出資金を一つの口座（以下「総合口座」という。）に集約し、当該総合口座から各種の費用を支出しているため、当該支出が、当社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点について、分別した管理が確保されていない。

当社は、当社が私募を行っているファンド（以下「Aファンド」という。）の事業の一環であったダイバーズウォッチ販売事業に関し、仕入先に対して、ダイバーズウォッチ等の仕入代金を総合口座から「振込」により支払っているものの、Aファンド以外のファンドの出資金を原資としていた事例が認められるなど、当社のファンドに係る費用の支出について、分別管理が確保されていない。

当社は、事業の維持のため急遽資金補給の必要が生じた場合等には、協力者から借入れを行っているとしているものの、これらの借入れについては、契約書を作成していない場合もあるなど資金使途が明確化されておらず、当社固有の財産（当社の借入れ）なのか、ファンドが掲げる事業を運営等するために必要となる

財産（ファンドに係る借入れ）なのか、ファンドに係る借入れだとしても、どのファンドに係る借入れなのかが判別できない状況となっている。

しかしながら、当社は、これらの借入金を、出資金受入口座に振り込まれた各ファンドに係る出資金が振り替えられる口座となっている総合口座で受け入れ、総合口座から元本及び金利を返済していた。

よって、当社では、借入金の管理について、当社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点について分別した管理が確保されていない。

上記のとおり、当社における出資金等の管理の状況は、金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める「当該事業者の定款(当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。)により(略)基準を満たすことが義務付けられている」とは認められず、「(略)当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが(略)確保されている」とはいえないため、当該状況下で私募を行う行為は、金融商品取引法第40条の3に違反するものと認められる。

(3) 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為

今回検査において、各ファンドの配当状況及び各ファンドに掲げる事業の収益を検証したところ、当社は、一部のファンドにおいて、営業者たる当社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

上記のとおり、当社は、投資者に対して、収益が発生していない状況において、配当金を支払った上私募を行っているため、金融商品取引法第51条の規定による業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成22年2月1日から平成22年3月31日まで停止すること。

(2) 業務改善命令

全てのファンドについて、ファンドごとに、次に掲げる事項。

- ・ ファンド財産の分別管理を確保するための方策を策定し、早急を実施すること。
- ・ 出資金等の入金状況を早急・詳細に把握すること。

- ・ 出資金等の支出状況を早急・詳細に把握するとともに、契約に照らし、支出の適切性について検証すること。不適切な支出がある場合は、出資者の意向を踏まえ、ファンド財産回復のための方策を策定し、確実に実施すること。

サルベージファンドについて、次に掲げる事項。

- ・ 上記のほか、使途不明金等について、その使途、支出の決定者及び支出を決定した理由を検証・把握すること。その上で、その回復方策を策定し、確実に実施すること。
- ・ 海外の業務委託先への送金に際して発生したとする被害の回復方策を策定し、確実に実施すること。
- ・ 海外の業務委託先の事業の実施状況を、早急・詳細に把握すること。
- ・ 上記について出資者に十分説明の上で、その意向を踏まえ、ファンド清算の方針を策定し、これを確実に実施すること。

金融商品取引業者として適切な経営管理態勢・内部管理態勢を構築すること。

役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること。

今般の行政処分について、顧客に十分に説明すること。

上記への対応について、書面により、平成22年2月22日(月)までに報告するとともに、以後、その実施状況について、随時に報告すること。なお、これらの報告には、疎明資料を添付すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第2課

048-600-1293

金融・資本市場に係る制度整備について（抄）

・投資家保護・取引の公正等の確保

2．デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

背景

不招請勧誘の禁止は、平成 17 年に施行された改正金融先物取引法（金融先物取引法は、平成 18 年の金融商品取引法制定の際に金融商品取引法に統合）において、利用者被害の発生等を踏まえて導入されたものであり、現状、金融商品取引法によって委任された政令において、店頭金融先物取引（店頭 FX 取引等）のみが対象となっている。

近年、店頭 FX 取引と類似する証券 CFD 取引が個人に広がりを見せており、また、平成 21 年の商品取引所法の改正により商品デリバティブ取引にも不招請勧誘の禁止が導入されることとなり、一定の取引所デリバティブ取引も不招請勧誘の禁止の対象とされる方向にある。

考え方

取引所取引を含むデリバティブ取引全般を不招請勧誘の禁止の対象とし、主として訪問・電話勧誘等の対象となる在宅高齢者等に対する適合性原則遵守上の問題の発生に対し、予防的な対応をすべきではないかとの考え方がある。また、FX 取引については規制強化したにも関わらず市場規模は拡大しており、不招請勧誘規制が金融イノベーションを阻害するという意見は当たらない、との意見や、不招請勧誘の禁止は悪質事業者に対して有効な規制であるとの意見があった。

他方、金融機関を中心に、金融機関が顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることにより、我が国の金融サービスの発展を阻害する、という意見もある。特に、顧客の保有資産のヘッジ・ニーズ等に応えるためには、デリバティブ取引の能動的な勧誘が必要となる場合もあることから、不招請勧誘の禁止の例外とすべきではないかとの考え方がある。また、仮に不招請勧誘を禁止する場合も、自主規制で対応すべきとの意見があった。

こうした二つの考え方を踏まえ、デリバティブ取引一般への不招請勧誘規制のあり方については、更に議論を深めることが必要と考えられる。

対応骨子

取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者とは引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討を進める。

デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

不招請勧誘規制とは、勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問し又は電話をかけて勧誘することを禁止する規制。

背景

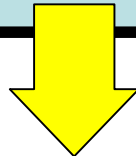
- 近年、店頭FX取引と類似する証券CFD取引が個人に広がりを見せている。
- 平成21年改正商品取引所法により商品デリバティブ取引にも不招請勧誘の禁止が導入。

様々な意見

○適合性原則遵守上の問題の発生に対し、予防的な対応が必要。
FX取引については規制強化したにも関わらず市場規模は拡大しており、不招請勧誘規制が金融イノベーションを阻害するという意見は当たらない。

○顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることにより、我が国の金融サービスの発展を阻害。特に、顧客の保有資産のヘッジ・ニーズ等に応えるためには、デリバティブ取引の能動的な勧誘を認める必要。仮に不招請勧誘を禁止する場合も、自主規制で対応すべき。

	有価証券関連 デリバティブ取引	有価証券関連以外の デリバティブ取引	
	(証券CFD取引等)	金融先物取引 (FX等)	その他 (CDS等)
市場	-	-	-
店頭	-	不招請勧誘禁止	-



対応

デリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者を引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討を進める。

金融・資本市場に係る制度整備について（抄）

・投資家保護・取引の公正等の確保

3．金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

背景

近時、金融商品取引法で新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）の販売業者（第二種金融商品取引業者に該当）や運用業者（投資運用業者に該当）において、投資者から出資を受けた資金を流用する等の詐欺的な事案が発生している。当局がこうした事案を把握した場合には、対象業者に対し、速やかに登録取消・業務停止等の厳正な行政処分を行い、被害拡大防止に努めているが、行政処分を行っても、ファンド財産は依然として業者の管理下にある。

この点、更生特例法においては、金融機関の破綻時の処理を適時適切に開始し、処理の着手の遅れによる処理コストの増大等を防止するといった観点から、当局（金融庁長官）は、一定の金融商品取引業者（証券会社）について、破産手続開始の原因となる事実があるときに、破産手続開始の申立てが可能とされている。

しかしながら、金融商品取引業者のうち、同法の対象外である証券会社以外の金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者や投資運用業者等）については、当局が破産手続開始の申立てをすることができない。

このため、上記のような場合、同法に基づく当局による破産手続開始の申立ての対象外の金融商品取引業者から更なる資金流出が起こるおそれがあり、また、ファンド財産の処分が進まず、出資者等への資金返還が速やかに行われないケースもある。

考え方・対応骨子

集団投資スキーム（ファンド）の販売業者（第二種金融商品取引業者に該当）や運用業者（投資運用業者に該当）において詐欺的な事案が発生し、当局が行政処分を行った場合においては、破産手続開始の決定により、裁判所の監督の下、ファンド財産を破産管財人の管理下に置くことが、投資家の被害拡大防止のため有効である。しかしながら、現行制度においては、破産手続開始の申立てが自己・債権者に限られ、当局は自己破産の懲憑等の対応しかできない。従って、投資家保護の観点から、破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能範囲を一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大する。

金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

現状

- 現行法上、当局は、一部の金融商品取引業者(証券会社)について、破産手続開始の申立てが可能。
- 証券会社以外の金融商品取引業者(第二種金融商品取引業者や投資運用業者等)については、当局が破産手続開始の申立てをすることができない。

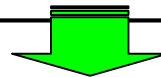
背景

○ファンドの販売業者(第二種金融商品取引業者)や運用業者(投資運用業者)において、投資者から出資を受けた資金を流用する等の詐欺的な事案が発生。

○当該業者に対し業務停止等の行政処分を行った場合も、ファンド財産が業者の管理下にあることから、

- ①更なる資金流出が起こるおそれ
- ②ファンド財産の処分が進まず、出資者等への資金返還が速やかに行われないケースも

⇒破産手続開始の決定により、裁判所の監督の下、ファンド財産を破産管財人の管理下に置くことが有効であるが、現行制度上は、破産手続開始の申立てが自己・債権者に限られ、当局は自己破産の懲罰等の対応しかできない。



対応

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大。